

○浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和60年9月30日

浜松市規則第57号

改正 平成5年3月31日浜松市規則第20号

平成12年12月22日浜松市規則第125号

平成17年3月2日浜松市規則第1号

平成17年6月30日浜松市規則第116号

平成18年6月30日浜松市規則第62号

平成24年3月23日浜松市規則第27号

令和2年3月24日浜松市規則第30号

〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年浜松市条例第57号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(更新の登録)

第2条 条例第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、有効期間の満了の日前30日までに申請書を提出しなければならない。

(登録の申請)

第3条 条例第3条第1項に規定する申請書の様式は、浄化槽保守点検業／登録／更新登録／申請書（第1号様式）とする。

2 条例第3条第1項第5号の規則で定める事項は、条例第9条第5項の規定により浄化槽管理士に対し研修を受けさせる予定時期とする。

3 条例第3条第2項第4号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の登記事項証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (3) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、法人の登記事項証明書）
- (4) 営業所の付近の見取図
- (5) 条例第9条第1項に規定する浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
- (6) 事業計画の概要を記載した書類

(平24規則27・令2規則30・一部改正)

(登録簿)

第4条 条例第4条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿の様式は、第2号様式とする。

(変更の届出)

第5条 条例第6条第1項の規定による変更の届出は、浄化槽保守点検業登録事項変更届(第3号様式)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

- (1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項を変更したとき 第3条第3項第1号又は第2号の書類
- (2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項を変更したとき 第3条第3項第4号の図面
- (3) 条例第3条第1項第3号に掲げる事項を変更したとき 第3条第3項第1号の書類及び新たに役員となった者がある場合においては、条例第3条第2項第1号の書面
- (4) 条例第3条第1項第4号に掲げる事項を変更したとき 変更後の第3条第3項第5号の書面

(平24規則27・令2規則30・一部改正)

(登録拒否事由該当の届出)

第5条の2 条例第6条第3項の規定による届出は、浄化槽保守点検業登録拒否事由該当届(第3号様式の2)を提出することにより行わなければならない。

(平24規則27・追加)

(廃業等の届出)

第6条 条例第7条の規定による廃業等の届出は、浄化槽保守点検業廃止等届(第4号様式)を提出することにより行わなければならない。

(営業所に備える器具)

第7条 条例第9条第3項の規則で定める器具は、次に掲げるものとする。

- (1) 透視度計
- (2) 溶存酸素計
- (3) 亜硝酸性窒素測定器具
- (4) 水素イオン濃度指数測定器具
- (5) 塩素イオン濃度測定器具
- (6) 残留塩素測定器具
- (7) 汚泥沈澱試験器具

- (8) 汚泥厚測定器具
- (9) スカム厚測定器具
- (10) 温度計
- (11) 水準器
- (12) その他浄化槽の保守点検に必要な器具
(研修の受講)

第7条の2 条例第9条第5項の研修は、市長又は市長が指定する者が実施するものとする。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、前項に規定する研修を条例第2条第2項の有効期間ごとに1回以上受けさせなければならない。

(令2規則30・追加)

(浄化槽管理士証)

第8条 条例第10条第3項の規則で定める浄化槽管理士証は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第45条第1項第2号又は第46条第4項の規定により環境大臣が指定する者の発行する浄化槽管理士であることを証する書面とする。

(平17規則116・一部改正)

(標識の記載事項等)

第9条 条例第11条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 浄化槽管理士の氏名

2 条例第11条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識は、浄化槽保守点検業者登録票（第5号様式）によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第10条 条例第12条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 浄化槽の設置の場所及び年月日
- (3) 浄化槽工事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 浄化槽の規模及び処理方式
- (5) 浄化槽管理士の氏名
- (6) 保守点検年月日

(7) 委託先清掃業者の氏名又は名称及び住所

2 前項の帳簿の保存は、次によるものとする。

(1) 帳簿は、登録の有効期間の満了の日をもって閉鎖すること。

(2) 帳簿は、閉鎖後3年間営業所に保存すること。

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日浜松市規則第20号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日浜松市規則第125号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年3月2日浜松市規則第1号抄）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年6月30日浜松市規則第116号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日浜松市規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日浜松市規則第27号抄）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日浜松市規則第30号）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)
申請者

氏名(名称及び代表者氏名) ㊟
(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

浄化槽保守点検業^{登 録}更新登録申請書

浄化槽保守点検業の^{登 録}更新登録を受けたいので、浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条^{第1項}第3項の規定により次のとおり申請します。

記

住 所 又 は 所 在 地				
氏名又は名称及び代表者氏名				
役 員 の 氏 名 及 び 役 職 名				
氏 名	役職名(常勤・非常勤)	氏 名	役職名(常勤・非常勤)	
登録の年月日及び番号				
営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号				
営 業 所		浄 化 槽 管 理 士		
名 称	所 在 地	氏 名	免状の交付番号	研修の受講の予定

第2号様式(第4条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿

登録番号		登録年月日	
		登録期間満了 年 月 日	
氏名又は名称及び代表者氏名			
住所又は所在地			
役員 の 氏 名 及 び 役 職 名			
氏 名	役職名(常勤・非常勤)	氏 名	役職名(常勤・非常勤)

営 業 所		浄 化 槽 管 理 士		備 考
名 称	所 在 地	氏 名	免 状 の 交 付 番 号	
変 更 年 月 日	変 更 事 項			

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

㊟

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

浄化槽保守点検業登録事項変更届

浄化槽保守点検業に係る登録事項を変更したので、浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

記

登録の年月日及び番号		
変更事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更年月日		

第3号様式の2(第5条の2関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

㊟

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

浄化槽保守点検業登録拒否事由該当届

浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

登録の年月日及び番号	
届出の理由	
届出事項の発生年月日	

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

届出者

氏名(名称及び代表者氏名)

㊟

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

浄化槽保守点検業廃止等届

浜松市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け
出ます。

記

登録の年月日及び番号	
届出の理由	
届出事項の発生年月日	

第5号様式(第9条関係)

浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称及び代表者氏名	
登録番号	
登録年月日	
浄化槽管理士の氏名	

40cm

35cm

第1号様式（第3条関係）

（平17規則116・令2規則30・一部改正）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第5条関係）

（平17規則116・平24規則27・一部改正）

第3号様式の2（第5条の2関係）

（平24規則27・追加）

第4号様式（第6条関係）

（平17規則116・一部改正）

第5号様式（第9条関係）